

「明治期長崎港における 製茶輸出組織の変遷について」

原 康 記

1. はじめに

幕末開港に始まる日本の居留地貿易時代においては、日本側の生産者による劣等な輸出商品の生産や貿易商による不正・契約不履行などが多かったが、一方で、外国商人・商社の支配力が強く、とりわけ生糸輸出の面で欧米外商が商権を掌握し、日本の売込商は従属的な立場を強いられていたことは良く知られている⁽¹⁾。明治政府による貿易政策は、大隈・松方財政の時代において財政政策の一環として直輸出政策の形で推進されていたが、輸出超過を背景として政策は転換し、明治10年代末からは居留地貿易を認めた上での輸出政策が展開された⁽²⁾。実際に商取引に携わるのは一般の貿易商人であるから、貿易政策の展開の裏面では、直輸出会社の設立や日本の貿易商と外商との対抗関係が至るところに現れていた。諸開港場のうち長崎を例にとると、鎖国時代からの連続性のゆえに、外国商人のなかでも中国商人の貿易取引上の勢力が強かった。従属的立場に置かれた日本の小規模な貿易商人は取引価格を左右され、輸出品の品質の劣悪さもあって買い叩かれることがしばしばあった。このことについて、筆者はかつて長崎港の石炭輸出を例として、日本側貿易商の組織力の弱さから、いわゆる商

権回復が容易に実現しなかった点を検討したが、石炭を取引した小規模な貿易商を対象としただけでは不十分であった。石炭は明治期を通じて長崎港からの最大の輸出品ではあったが、その大半は比較的大規模な資本である三井・三菱の手によって輸出されたのであるから、小規模貿易商による石炭取引の事例は長崎港輸出における内外商人の対抗関係の一部分を反映しているにすぎない。小稿では、諸商品の事例を検討する作業の一環として製茶輸出における貿易商の組織化をとりあげて、日本の貿易商の商権回復と直輸出に向けた活動の実態解明への接近の一步としたい⁽³⁾。

2. 長崎港における製茶輸出商の組織化

長崎港の製茶輸出は幕末開港から明治維新时期にかけて、全国の製茶輸出量の3～5割を占めており、明治5年までは製茶が長崎港の輸出品のなかでほぼ毎年第1位にあった。しかし、長崎港の製茶輸出は価額・数量ともに同年を頂点として、石炭輸出と入れ替わりに下降する傾向を見せる。明治6年には前年と比べて製茶輸出価額は3分の1、輸出量は2分の1以下に減少している。そして明治9年までは日本全体の製茶輸出量のうち10%台を維持していたものの、明治10年には長崎港の輸出品の上位から後退し、その後、価額においては日本の全製茶輸出に占める割合も、長崎の全輸出品に占める割合も5%以下になった。

幕末期に九州産の製茶が輸出され始めたばかりの時期には、品質に問題はなかったようであるが、明治2年頃から長崎港で贗造茶が問題となってくる。九州の茶業はある程度の展開をみせたものの、急激な需要の増加に応じるには限界があったようで、同年、長崎駐在イギリス領事M・フラワーズは、日本の茶業者が茶の葉以外の木の葉を混ぜた贗茶を長崎にもたら

していると長崎県当局に訴えている⁽⁴⁾。明治8年から一時的に、海外市場における日本茶相場の下落によって、全国的に製茶輸出が減退していくのであり、相場下落の原因は品質の低下であった。しかもこの相場下落のために、九州地方では茶の栽培者は茶の取扱いに一層注意を払わなくなるといふ悪循環が生じた⁽⁵⁾。そしてこれ以降、比較的良質の茶は北米大陸に向けられたが、明治16年にアメリカで贗茶輸入禁止条令案が議会を通過したため、比較的低品質のものが多かった長崎港に集まる輸出向け製茶は、天津を輸入港とする清国北部市場向けのものに限られていくのである。

明治16年9月に神戸で開かれた第2回製茶共進会において催された製茶集談会ではアメリカの贗製茶輸入禁止について協議された。この製茶集談会で決定された建議に動かされた農商務省の稟議案が太政官によって決定されて、「茶業組合準則」が明治17年に発布されることになった。同「準則」によれば、茶業に従事する者は、製造者と販売者とを問わず、何らかの形で各地の組合に加入しなければならなかった。そして組合員は不正茶や乾燥不十分な製茶の製造売買をしないこと、荷造りを完全にすること、製品の検査を受けること、製品には組合、製造者、販売者の名前を明示することといった内容が規定されていた。この「準則」が発布されるとすぐに全国各地で茶業組合が結成されていった⁽⁶⁾。長崎県においても、石田英吉県令が「準則」に基づいて茶業者は組合を結成し、県庁の認可を受けるべきことを布達している⁽⁷⁾。これに応じて長崎港の製茶貿易商も製茶の品質を改善して信用を回復するため、組合を結成することになる。第1表に示されているように、これ以降、製茶貿易商の組合や輸出商社が度々設立されている。

まず明治17年7月に、これら同業者は「茶業ノ改良」を図るため、貿易茶業組合を結成し、規約を制定している。「長崎県下長崎区貿易茶業組合規

約書」によれば、この組合は「製茶ノ改良ヲ企図シ勉テ外人ノ信用ヲ博シ海外ニ向テ貿易ノ販路ヲ拡張スルヲ以テ目的」とし、品質管理のため長崎県下各地の茶業組合と連合して取締所を長崎区内に設置することとした⁽⁸⁾。同規約では、長崎区内で製茶貿易に従事する者は必ずこの組合に加入すべきこととされ、他に移転するかまたは廃業するまでは組合を脱することはできないことになっている。組合員は各地の茶業組合に加入していない者との取引を禁じられた。そして組合員は同組合取締所の検印を受けなければ製茶を外商へ売込むことはできず、その具体的な方法は、各地方から送られた製茶は、委託販売品と自家買受け品とを問わず、荷受けの際に取締事務所に申告して検査を受けるというものである。もしも産地組合の名称や製造人の姓名を明記していなかったり、乾燥不良、荷造不完全、粗悪の製茶が発見された場合は、その荷物を事務所に留め置き、産地や仕出地の取締所・事務所へ照会のうえ、委員で処分方法を協議し、場合によっては焼却することもあると規定されていた⁽⁹⁾。各組合員は取引した製茶の種類、数量、金額を記録し、その都度事務所に報告する義務を負い、それを怠った場合は3円の過怠金を課せられた。またそれ以外に、この規約に反した場合には5円以上50円以下の違約金を徴収されて県庁へ報告され、違約の程度によっては除名され得ることとされていた。そして組合を除名された者は再び加入できないだけでなく、組合員が許可なく除名者を雇い入れることもできなかった。この規約は、条文を変更する場合は総会で決議のうえ、県庁の認可を得て履行するものとされた。こうした規定にもかかわらず、これに従わずに密かに売込みを試みる組合員も現れ⁽¹⁰⁾、一方で日本の商人が組合に加盟しないまま清国商人に製茶を売込んだことが問題となっている⁽¹¹⁾。

翌明治18年1月に長崎県茶業組合取締所は九州各県の茶業取締所に働き

第1表 長崎港の製茶輸出に関わる諸組織（組合・会社）

組 織	設立または認可年・月	設置場所	創立者・役員等（住所）	備 考
長崎区貿易茶業組合	明治17年7月	長崎区油屋町	総代山口作太郎・森佐一・船本庄太郎（全員長崎県）	
九州聯合製茶販売商社	明治18年3月	長崎区西浜町	米谷金平, 山口作太郎, 城後棟吉, 下田萬次郎, 岩田清秋(全員長崎県)	開業しないまま廃止
九州聯合茶業取締事務所	明治18年5月	長崎区西浜町	岩田清秋(長崎県), 松延忠次(福岡県), 江崎信太郎(熊本県), 井手與四太郎(佐賀県)	
長崎製茶販売商社	明治18年	長崎区築町	社長末次讓平, 取締人江崎左右平・松尾巳代治・山口作太郎, 支配人下田萬次郎・城後梅吉(全員長崎県)	明治20年3月解社。
長崎製茶貿易商社(1次)	明治19年5月	長崎区築町	社長城後棟吉, 取締役松尾巳代治, 支配人船本萬次郎(全員長崎県)	明治20年12月社名を「製茶会社」に変更。明治23年4月営業継続願提出, 同年5月認可。同年12月廃業。
長崎製茶貿易商社(2次)	明治20年5月	長崎区築町		明治20年12月社名を「製茶会社」に変更。明治23年4月営業継続願提出, 同年5月認可。同年12月廃業。
九州製茶輸出株式会社	明治31年12月	長崎市銅座町	社長松尾巳代治, 専務取締役溝田文吉, 取締役島津良知(以上長崎県)・中川耕一郎(福岡県), 監査役大谷嘉兵衛(横浜)・平尾喜壽(高知県)・森川重郎(長崎県)・岸川理一(福岡県)	明治44年頃解社。

資料：長崎県立図書館所蔵各種旧県庁文書，「鎮西日報」，「長崎県統計書」など。

注：役員は創立時のもの。

かけて長崎港で九州茶業集談会を開いた。その席には長崎、福岡、熊本の3県から茶業取締所の代表者が出席し、「聯合問屋を設け商権を恢復する事」、「販路を拡張し直輸出を謀る事」、「製茶法の事」、「再製所を設置する事」の4項目を議題として協議した⁽¹²⁾。ここで最も重要な問題とされたのは九州各県の連合販売組織を設立することである。その背景には「抑モ長崎港ニ於テハ製茶買入ヲナス外人至テ少ク、本年ノ如キハ僅ニ英人一名ノミニシテ、其他少数ノ取扱ヲナス支那人ニ、三名アルノミ、然ニ貿易茶商人ハ二十余名アリテ各売込ヲ争ヒ、為ニ価格ヲ左右セラレ商権ノ失墜製茶ニ於テ最モ甚シトス」という状況があった。そこで、「各県ノ製茶ヲ纏メ売込ヲ一手ニ出シテ商権ヲ恢復セン事」が意図された⁽¹³⁾。即座に直輸出を実施しようとするのではなく、とりあえず外商への売込み経路を一本化することで競争濫売の弊害を排除することを目指していたのである。これが九州聯合製茶販売商社であって、この連合販売組織は長崎の貿易商が団結して九州全体の同志に呼びかけて3万円を募集し、これを営業資金として九州産の製茶委託販売業を営むというもので、その設立は満場の賛成を得て決定された。設立を実行に移すに際しては、米谷金平、山口作太郎、森^(左)佐一、城後^(梅)樫吉、下田萬次郎、岩田清秋の長崎の貿易商人が創立委員として連署して長崎県令に出願した⁽¹⁴⁾。請願の趣旨は、長年累積した粗製や濫売などの弊害を改め、共同販売組織を設立して販路拡張をめざすというもので、それは次のような内容をもつものであった⁽¹⁵⁾。

- 1) 同商社は長崎区の製茶貿易商が団結し、九州産の製茶委託販売業を営むものである。
- 2) 資本金として3万円を募集し、これを300株に分け、1株を100円として株券を発行する。
- 3) 同社の目的は従来⁽¹⁵⁾の区々たる製茶販売の弊習を洗淨し、自他の便益を

計り、販売を拡張させることにある。

- 4) 漸次資本を増額し、九州一般から同志を募り茶業の隆盛を図る。
- 5) 営業上便宜のため各要港に支店または出張所を置く。
- 6) 中央茶業組合本部、その他各県茶業取締所・各組合などと連絡を取り、茶況を調査して報告書を作成し、荷主に対して毎月3回の定期報告を行う。
- 7) 荷主の便利を図り、従来の手数料、倉庫料、その他の諸費を節減する。
- 8) 株金を募集し、全額の3分の1を募集すれば開業する。

この件が長崎港の製茶貿易商に諮られたところ、貿易商のうち4、5名は団結することに大いに賛成したが、「此事タル茶業者一般ノ洪益ヲ計画スルノ義拳タルヲ以テ、各自多少ノ利益ヲ抛タザル可ラス、故ニ眼前ノ利ニ迷ヒ従来ノ得意ヲ恃ムニ、三ノ貿易商等此案ヲ拒ム」という事情があったため、団結には至らなかった⁽¹⁶⁾。すなわちこの商社ではなお不完全で、却って弊害が発生する恐れがあるため、一旦これを廃止し、九州各県の茶業取締事務所の聯合組織を設置して、九州各地から長崎へ出荷する製茶はすべてこの連合組織の事務所へ送付し、同事務所から販売することが決定した⁽¹⁷⁾。しかし同時に数名の有志者は断然決意し、会社を設立して目的を達することを期した。こうして組織されたのが長崎製茶販売商社であるが、その設立過程は明らかではない。

先の3県に佐賀県を加えた4県の各茶業組合取締所が連合して九州聯合茶業取締事務所を設置し、明治18年5月に長崎区西浜町で事務取扱いを始めた。この事務所は次のような規定をもつものである⁽¹⁸⁾。

- 1) 事務所は長崎港で名望と資産を併有する販売人を定めて販売に関するすべてを囑托する。
- 2) 九州各県から長崎港へ向けて輸送する製茶は総て聯合事務所へ送致す

べし。

3) 販売人は外国人へ売込みをなすことを主眼とするが、価格の都合によって内商へ売却するは販売人の見込みに任せる。但し、長崎港居住の貿易商人に限り売渡す事を得ず。

4) 九州各県より長崎港へ送致する茶荷物は、もし事務所以外へ送付する事があれば、当事務所においてはその所轄地方の取締所へ通報して相当の処分を要求する。

この事務所の運営費は製茶販売手数料から賄われた。そして実際の製茶の販売については次のような「販売人」に委託するという形がとられていた。

1) 販売人は諸県から輸送される製茶の販売に係る一切を負担する。

2) 販売人は毎日販売の景況を監督に報告する。

3) 販売人は予め倉庫を設け置き、各地から送られる荷物を保管する。

4) 各地からの荷物に対する荷為替金、運送賃、その他すべての費用は販売人が負担する。

5) 手数料は上・中・下茶を問わず売却高の2歩（100円につき2円）とする。

6) 販売人は毎月販売品の量、個数、価格、手数料の集計表を作成し、手数料とともに事務所へ差出す。事務所ではその中から事務所経費として5厘を引去り、残り1歩5厘を販売人に渡す。

7) 販売人の不注意から生じる損害は総て販売人の負担とする。

8) 販売人は各県聯合製茶販売人の名称を以て諸般の取引をする。

9) 荷主から取立る諸掛は相当の格を定め、事務所の是認を得て履行する。

10) この件は明治18年5月1日から明治19年4月30日まで有効とするが、満期に至って双方の都合によって継続することがある。

11) 期限内といえども、不正や一般の信用を損なう行為があった場合は委託関係を解消することがある。

この販売人は長崎在住の米谷金平、山口作太郎、森左一、江崎左右平、城後梅吉の5名の貿易商であり⁽¹⁹⁾、これらは長崎の貿易商のなかでも「名望ト資産トヲ併有セル」、すなわち信用ある販売人として選ばれたものである。しかし、こうした販売方法はその開始から4ヶ月を経ても「旧慣ノ一朝ニ脱却スル能ハサルト、此挙ノ一般ニ貫徹セサルト、販売人モ亦手續キノ整ハサルト」によって、またしても軌道には乗らなかった。そこで、九州各県の茶業取締所役員が集談会を開いて熟議した結果、明治18年9月15日以降、長崎港に製茶を輸送して委託販売を希望する者は、すべて「九州聯合茶業取締所ニ於テ撰定」したる長崎製茶販売商社へ送付すべきこととし、もし他店に送付した場合は取締事務所の監督がその荷主の住所・氏名を糺し、その荷物は長崎製茶貿易商社に移させるという処置をとることになった⁽²⁰⁾。

3. 長崎製茶貿易商社の成立

このように九州聯合茶業取締事務所が販売人を選定して、これに実際の取扱いを委託するという方法がうまくいかず、長崎製茶販売商社が実際業務を行うことになったが、この商社もやはり「更に振起の色見えざりし」ため、明治19年、長崎の製茶貿易商たちが同社を「改革振起する」として、新たに長崎製茶貿易商社を創立した。同社は同年5月29日付けで認可され、6月2日に開業した。その役員は社長末次讓平、取締人江崎左右平・松尾巳代治・山口作太郎、支配人城後梅吉・下田萬次郎といった長崎港の有力な製茶貿易商で構成されており、この商社は「純粹の実業家より成立つも

のなれば蓋し確立するならん」ものと期待された⁽²¹⁾。

同社の組織は長崎港の製茶貿易商20余名を残りなく参加させ、信認金2,000円を積み、それらの商人は社務に関しては社員となり、荷主と会社との間に立てば荷主の代理として周旋をおこなうもので、その口銭については100円あたり1円を同社から周旋人に与え、為替は茶商のなかでも最も営業の手広い成産会社などで引き受けてもらって荷主の便利を図るというものである⁽²²⁾。

同社の設立は容易に進んだわけではなく、開業式での末次讓平社長の弁によれば、商人の間に「初ハ不同意もありたれども遂に一致して今日あるを得た」らしい。その席には長崎県勸業課員も出席し、そこで県の勸業課長は「茶商の団結此の如くなるハ本港未曾有のことなりと云ふより」自らも「誠実を以てこの社のために尽力すべし」という内容の演説を行っており、県当局からの勸奨があったようである⁽²³⁾。また同社計画の際に不在であったため同社に加わっていない製茶商人が数名あり、同社規約中の2, 3カ条に不服があるため、これが改正されなければ加盟しないことを主張していたが、長崎県勸業課が調整に入り、規約を多少修正して、すべての茶商人を加盟させることができた⁽²⁴⁾。

この長崎製茶貿易商社は入荷・売込みとも意外に多く、設立以来相応の利益があつて、将来性ある会社と見込まれ、横浜に代理店を置く計画も持っていた。ところが明治20年度に至って、貿易商や荷受け問屋は、地方税が増額されることが県会で議決されたため、同社のように少額の手数料で営業している会社は税負担に耐えられそうにないという理由で、社員一同協議のうえ解散することに決定し、それまで外商への売込みは一括して同社で行っていたが、解散後は製茶商人が各自で売込むことになった⁽²⁵⁾。それまで営業税は県当局において等級を設け、税の地位を甲・乙・丙の3段

階に区別し、その地位によって賦課されることになっていたが、政府からの指示によってその等級は県会で議決すべきものと改正された。そこで明治20年度から売上高または物品により課税することに改められた。これによって会社は売上高に応じて地方税を賦課されることとなったのである⁽²⁶⁾。

そして同年5月に、高額の税負担を免れるため同名の無資本の会社が新たに組織されることになる。この新会社は松尾巳代治、城後梅吉、船本萬次郎の3名が同年4月29日付けで県知事宛設立を願い出たもので、「無資本ニシテ無限責任」であり、総社員にて「四千五百円ヲ積置クモ是ハ会社信任ヲ得ル為メニシテ運用セズ」、「荷為換金ヲ繰出スモ社金ニ非ズシテ荷主便宜ノ為メ銀行ヨリ引出シ幾分ノ利ヲ占ムル迄」であって、無資本営業の実をもつものであるとして問題なく認められた⁽²⁷⁾。同社定款によれば、その組織は次のようなものである。

- 1) 同社は無資本にして無限責任とする。
- 2) 同社は製茶及び諸物品販売の委託を受け外国貿易を本務とする。
- 3) 荷主の便宜のため銀行と約定し荷為換金を繰出す。
- 4) 営業上便利のため各要港に支店または出張所を置く。
- 5) 同社の都合により荷主の希望にしたがい再製直輸出業を営む。
- 6) 同社社員は廃業する以外は退社することを許さない。
- 7) 総社員にて信認金4,500円を積み置くが、この金は運用しない。
- 8) 商社営業の年限は3年とするが、社員の協議によって継続することがある。
- 9) 委託販売の物品を売却するときは、代金取り立ての遅速に関係なく5日以内に代金仕切書などを荷主へ渡す。
- 10) 同社社員は定務であって営業上の事務をすべて担当する。

- 11) 受荷を抵当として為替立替を求める者へは為替掛現品の鑑定調査を行い、評価額の7分以内の為替金を繰り出す。
- 12) 会社にて預り置いた品がもしも盗難にあった場合は評価を以て会社より弁償する。但し、為替の有無にかかわらず、倉庫へ預り置いた物品が火災に遭い焼失するかまたは虫鼠の損害にあった場合、同社にて弁償せず荷主の損害とする。
- 13) 為替荷物は30日以内に売り捌くことを常例とし、遅くとも50日を経過しないこと。
- 14) 為替付荷物が相場下落した場合は、その時々荷主へ入金を請求する。その場合、荷主が入金の請求に応じない時は指値にかかわらず売り捌くことがある。
- 15) 同社の手数料・庫敷料の中から社費及び給料を引去り、残余の分を同社の積金とする。
- 16) 手数料及び庫敷料、その他の諸費は次の通り定める。
 - ①手数料：販売高の2分5厘。
 - ②庫敷料：1ヶ月1個につき1銭5厘。
 - ③為替立替金利：日歩5厘、但し金融の緩急により変動することがある。
 - ④蔵出部屋渡費：1個につき2銭。

同社は創立出願者であった城後梅吉、松尾巳代治、船本萬次郎がそれぞれ社長、取締役、支配人となって5月7日に開業した。そして単なる外商への売込みだけでなく直輸出を試みている。例えば、明治20年春頃から清国天津への直輸出を試み、程々の利潤が得られたので直輸出を増加させていった⁽²⁸⁾。加えて10月には清国芝罘へも直輸出を試みて同地へ製茶60個を輸送したところ、同地の模様から充分販路拡張の見込みが得られた⁽²⁹⁾。同

社はこの年の6月から11月までの6ヵ月間に天津へ製茶約26万斤、約1,400万円分を、芝罘へ同じく約1万斤、約33万円分を直輸出し、さらに椎茸、木炭、樟材、陶器、鰯なども取扱った。直輸出品のほとんどは製茶であって、結局、同年末までに清国へ輸送した製茶は5,000個以上に達し、さらにアメリカへ向けて製茶の直輸出を計画した⁽³⁰⁾。

この頃長崎ではアメリカ向けの製茶はすべてホーム・リンガー商会と大浦4番館(CHINA & JAPAN TRADING CO.)が再製処理して輸出していたが、ここで長崎製茶貿易商社が直輸出を試みて、長崎区内に竈を据え付けた製茶場建設を計画した⁽³¹⁾。同社は同年12月、その社名を「製茶会社」に変更した⁽³²⁾。これは先に解散した同名の会社と区別するためであろうか。そして翌21年4月初旬にはP & O汽船会社の船便で緑茶100個、約10トン分をニューヨークへ向けて輸送し、なお一層の販路拡張のためサンフランシスコのウィリアム・ダイヤモンド商会との間に特約を結んだ⁽³³⁾。またアメリカだけでなく、同月中旬に製茶場にて製造した緑茶210個をカナダ太平洋郵船の船便でカナダのトロントへ輸送し、結局、明治21年1月から9月末までに製茶会社から、ニューヨークへ850個、サンフランシスコへ169個、清国天津へ2,234個の製茶を直輸出し、その合計代価は約15,864円に達した⁽³⁴⁾。同社は明治23年4月末で営業年限満期となるはずであったが、さらに3年間の継続営業を願い出て許可され、営業を続けたものの、同年12月に「協議之上廃業」となっている⁽³⁵⁾。

4. 九州製茶輸出株式会社の成立と

ロシア向け製茶輸出の展開

製茶会社解散の後、数年の間、長崎では製茶貿易会社設立の動きは見ら

れなかった。そして日清戦争の頃から九州各地の茶業者による製茶輸出会社成立に向けての動きがあった。長崎では明治27年3月に新たな製茶輸出会社の創立が計画された。地元の製茶貿易商松尾巳代治、柳仁平、城後梅吉、平松梅之丞、松尾福三郎、船本萬次郎、松延重吉の7名は、前田正名の勧誘にしたがって団結し、若干の資金を醸出して758個の製茶を天津の三井物産会社支店に委託し、一方7万斤余を長崎のリンガー商会に売込んだ。その結果が良好であったので無限責任の製茶輸出会社を創立することに決定し、認可が受けられたならば主としてロシア、清国、アメリカへ直輸出するという計画を立てた。これら創立者はいずれも九州茶業会本部幹事長や長崎貿易茶業組合委員などを務め、商業上の経験が豊富であり、相当の資産を有する貿易商であったため、同社は成功するものと期待されていた⁽³⁶⁾。

この計画は明治28年2月に福岡県福島町で開かれた九州茶業会第3回大会に「九州製茶株式会社を組織する事」という議題として提出され、満場一致で可決した。同社創立の趣旨は、「海外直輸出の機関となりて直輸出を奨励し且荷貸与^(ママ)の便を為し、外に対しては商権を克復し、内に対しては茶業上の改良を図り、以て一般茶業者の利益を謀り、九州茶業をして益々対外的貿易の進歩をなさしめ、至大の福祉を増進せんことを希図す」というものである⁽³⁷⁾。同社の株式募集手続きについては、1) 資本金を5万円とし、これを2500株に分けて1株20円とする。2) 2500株のうち700株は発起人が引き受け、発起人1人につき10株以上とし、九州7県で1県あたり15名以上とする。3) 残りの1800株は茶の産額と組合員を基準として、熊本県375株、福岡県375株、長崎県300株、大分県230株、宮崎県200株、鹿児島県200株、佐賀県120株の割合で分担する。4) 会社成立までは九州茶業会本部に事務を囑託する。5) 各県内の株式募集の斡旋はそれぞれの県茶業

聯合会議所及び発起人がその任にあたる。6) 株式を引き受ける者は1株につき50銭の証拠金を添えて申し込むものとし、証拠金は第1回払い込み株金に流用するが、株金を払い込まない場合証拠金は没収する。7) 創立にかかる費用は九州茶業会本部から借り入れて支払っておき、会社設立の後に返却する、という計画である⁽³⁸⁾。しかし同社の設立計画はその後順調には進行しなかったようである。

九州茶業会の派遣員としてシベリアを視察した可徳乾三を初めとする熊本県の主な茶業者は、磚茶の製造・輸出を目的とする株式会社を組織すべきことを主張していた。しかしその設立協議の過程では、初めから大資本を擁して大がかりな組織を作ると、万一失敗した場合に再起が困難となる恐れがあるため、慎重に基礎を固めて漸進的に拡大していく方法をとるべきであると考えられていた。この会社は熊本県下の同業者から株式を募り、そこから九州全域に拡げて同業者に賛同を求める計画であった⁽³⁹⁾。

そして明治30年3月に長崎市で催された九州茶業大会で「九州製茶株式会社を設置する事」が議題のひとつとしてあげられた。その内容は先の第3回九州茶業大会で決定されたこととほぼ同様のもので、主事会において異議なく議決し、同時に同社創立費は九州茶業会本部が一時立て替え支弁することが決定された⁽⁴⁰⁾。同社は先の協議の中で考えられていたように、「過大の虚名を以て一時私利を壟断するが如き投機的事業たるを避け」、「着実なる方針により漸次拡張増資する」ものとされている⁽⁴¹⁾。このような基本的な方針は決定されたものの、その具体化にはさらに月日を要した。

約1年を経た明治31年3月、福岡県で開かれた九州茶業総代会で九州茶業株式会社の設立が決まり、その具体的内容は各県1名ずつの代表者で構成される委員会によって決定された。その際この会社は、1) 当分の間資本金を8万円として1株20円の4000株とする、2) 発起人を30名とし、県

別に長崎県10名、福岡県6名、熊本県6名、その他の県は各2名ずつ割り当てる、3)社名は九州茶業株式会社とし、本社は長崎市に置く、4)証拠金は1株につき1円とするといったことなどが決められ、翌月には同社の株式数と創立委員が決められた⁽⁴²⁾。各県に割り当てられた総株数は1814株で、そのうち長崎県600株、福岡県170株、熊本県240株、大分県40株、佐賀県40株、鹿児島県24株、宮崎県20株、高知県70株という割合である。この頃から同社は九州製茶輸出株式会社と呼ばれるようになっていく。同社の創立委員としては、委員長松尾巳代治、委員島津良知・溝田文吉・城後定吉・中川耕一郎・下田敬次郎が選出された。創立事務所は当分の間長崎茶業聯合会議所の中に置かれることとなった⁽⁴³⁾。その株式の募集は同社が直接行うのではなく、九州各県の茶業聯合会議所に委託された⁽⁴⁴⁾。しかも九州茶業会本部の事務はこの会社の創立事務所に依頼することが同会で決議されていたので⁽⁴⁵⁾、長崎茶業聯合会議所が事実上の九州茶業会の本部であり、且つ九州製茶輸出株式会社の創立事務所でもあった。

30名の予定であった発起人は、発起人引き受け株の応募者が増えて7月には52名に達し、その株数は1700余株に及んだ。同社総株数は2500株とされており、残りの700余株は一般に募集しなくとも、各地の茶業聯合会議所への割り当て株式で十分満たされる見込みとなった⁽⁴⁶⁾。そのため株式募集を各地の新聞12紙にて広告する予定であったのを取りやめ、発起人引き受け株式以外のすべての募集を各県茶業聯合会議所に委任した。その結果、株式申し込み期日は10月10日までであったが、各県からの申し込みが絶えず、募集株数2500株、5万円を超過しそうなほどであって、募集締切り期限を延期するよう求める者もあった。そこで同社は営利業であるとはいえ、その目的は「地方産業の発達を大主眼とせるものなれば、地方の申込み、殊に当業者の申込みの如きは成る丈け其意を達せしめ」るべきであるとし

て、期限を10日間延期している⁽⁴⁷⁾。また最初から同社が対ロシア輸出を計画していたため、地元九州の茶業者だけでなくウラジオストク在住邦人にも株主として参加するよう勧誘するという方針がとられている⁽⁴⁸⁾。

同社開業時の役員は第2表に示されている。同社の創設に最も貢献したのは創立事務所主幹であった溝田文吉である。溝田は明治30年、茶業組合中央会議所よりシベリアの製茶貿易視察の派遣員に選ばれ、同地の需要の状況を調査した。その結果、同地では紅茶・磚茶の需要が大であるため、個人や小規模組織によって輸出しても到底その需要に応じるのは不可能であると感じ、帰国後直ちに紅茶・磚茶の製造を各方面に勧奨した。溝田は第10帝国議会が開かれると同業者らとともに上京して奔走し、製茶販路拡張のため1ヵ年7万円、7年間継続して、合計49万円の補助金を政府から引き出した。そしてその補助金の一部を九州製茶輸出株式会社に補助させる斡旋をした。これを基礎として同社が成立し、溝田はその専務取締役役に推されたのである⁽⁴⁹⁾。社長には長崎の著名な実業家で、多数の会社で役員に就き、長崎商業会議所副会頭でもあった松尾巳代治が就任し、そして同社への主な製茶の供給地である福岡県の茶業者を役員に加えている。

明治31年11月28日付けで申請された九州製茶輸出株式会社は、同年12月12日付で農商務大臣曾禰荒助より設立免許が交付された⁽⁵⁰⁾。そして前述の政府の製茶販路拡張政策による補助、すなわち国庫よりロシア販路拡張費として1ヵ年6,600円、茶業組合中央会議所通常経費の中から2,420円が補助され、その他にロシア派遣員の給与及び巡回費として3,400円が同会議所から支出された⁽⁵¹⁾。こうして同社は、以前に長崎港の貿易商だけで設立した製茶輸出商社とは異なって、国家的事業の色彩を帯びるようになったのである。同社は明治32年3月28日を期して開業し、5月初旬にはウラジオ

第2表 九州製茶輸出株式会社役員

役職	氏名	住所	備考
社長	松尾巳代治	長崎市恵美須町	貿易商兼綿花・肥料・穀物商，長崎商業会議所副会頭
専務取締役	溝田 文吉	長崎市本紺屋町	貿易商兼製茶卸商
取締役	島津 良知	長崎県東彼杵郡	長崎県農工銀行取締役
取締役	中川耕一郎	福岡県八女郡	福岡製茶合資会社社長
監査役	大谷嘉兵衛	横 浜	中央茶業組合本部幹事，日本製茶会社社長
監査役	平尾 喜壽	高知県長岡郡	日本製茶会社社員
監査役	森川 重郎	長崎県西彼杵郡	
監査役	岸川 理一	福岡県八女郡	福岡製茶合資会社評議員

資料：鈴木喜八・関伊太郎編『明治年間全国商工人名通鑑』，由井常彦・浅野俊光編集・解説『日本全国諸会社役員録』

ストックに支店，ハバロフスクに出張所を設置して委託販売と荷為替の取扱いを始めた。このウラジオストック支店はもともと茶業組合中央会議所の出張所であったものが九州製茶輸出株式会社に譲り渡されたものである⁽⁵²⁾。同会議所は以前より出張員をウラジオストックに駐留させて国産紅茶の試売を行っていたが，この時期に至って，試験販売の段階から歩を進めて本格的に販売することになり，その販路拡張業務が同社に託されたのである⁽⁵³⁾。したがって同社の主力商品は各種製茶のなかでもシベリア市場で需要の大きかった磚茶であった。

九州製茶輸出株式会社では当初，専務取締役溝田文吉の努力によって株主に対する配当は「一割乃至一割五分に上ることも敢て珍しきことではなく，「斯くの如き会社にして年々一万三十円^(千カ)以上の純益を獲る程の好成績には，株主一同は勿論一般社会の人でさへ驚嘆の辞を発しないものは尠」ないという好成績であったらしい⁽⁵⁴⁾。また同社のウラジオストック支店は開設後，日が浅いにもかかわらずその紅茶・磚茶の販売高が増大し，とりわけ磚茶は一口数千個の注文が続出して非常な好況となった。しかし国内にお

ける磚茶の製造業は未だ充分に発展していないため、すべての注文に応じることができなかった。とはいえこの好機を失すわけにはいかないので、同社の経営陣は福岡市にあった磚茶製造所を拡張するかまたは別に設置するよう働きかけた⁽⁵⁵⁾。

それにあわせて福岡製茶合資会社が磚茶製造を始めている。福岡市にはその数年前から茶商光安荘兵衛、牛尾量蔵、許斐徳米らが経営していた磚茶製造所があったが、製造所の規模が狭小なため需要に応じることが困難な状態であった。そのため中川耕一郎、岸川理一、堤煤吉らの発起によって福岡製茶合資会社が組織され、福岡県八女郡福島町にその製造所が設置され、明治32年8月頃から製造を開始した。同所は完全な器械設備をもち、その出来上がった製品の販売については九州製茶輸出株式会社に委託した。同社専務取締役溝田文吉は同製造所の設備と製品を実見してその好成績を認めた結果、製品は悉く九州製茶輸出株式会社にて引き受けることとなった⁽⁵⁶⁾。

ロシアで明治32年半ばから始められた輸入紅茶に対する課税の影響で、磚茶の方は売れ行きが良く、価格上昇にもかかわらず需要は増加していった。需要増加に対応して磚茶を製造し同社へ出荷した地方は福岡県八女郡、熊本県川尻町、長崎市であって、明治34年にはこれら九州産の磚茶はすべて同社を通じてウラジオストクへ向けられたという⁽⁵⁷⁾。

こうして日本からウラジオストクへの磚茶輸出は明治30年代前半には拡大傾向にあったが、銀価下落の影響でしだいに売れ行きは悪くなり、加えて明治36年7、8月頃から時局問題も生じて非常の不振となって、日露戦争期には途絶した⁽⁵⁸⁾。この途絶によってウラジオストクでは著しく物資が不足して、戦後明治38年末から39年にかけて諸物資の売れ行きは未曾有の好況となった。ところが供給過多となり、明治40年に至って現地の購買力

は減退し、商況は沈静化した。加えて自由港閉鎖が問題となると思惑輸入が始まり、購買力低迷から貨物は堆積してより一層不況の色は濃くなった⁽⁵⁹⁾。

これらの銀価や需給関係、対外関係上の問題以前に九州製茶輸出株式会社がロシア市場での製茶販路拡張を困難にする要素があった。ロシアでは明治32年半ば頃から紅茶には輸入の際に重税が課せられたが、磚茶は無税品であるから磚茶輸出に限ればなお販路拡張の前途は有望であった。ところが同社では明治35年5月に専務取締役大津禮八郎をウラジオストク港やシベリア内の諸市場へ派遣して、取引習慣や金融事情など、販路拡張上必要な事項を調査させたところ、その調査報告から次のことが明らかになった。第1に原料供給上の問題である。すなわち日本内地では磚茶の原料が乏しいため清国産の粉茶と台湾産の烏龍粉茶を材料として用いなければならないのであるが、清国産の粉茶100斤に付き1円25銭という関税は高率であり、また台湾は領土内であるにもかかわらず、その烏龍粉茶は100斤に付き50銭の出港税を課されるためコスト高につながり、清国磚茶と競争するのに困難を来していた。但しこれは、磚茶製造の材料となる粉茶が輸入される場合製茶税を課されないことになって解決した⁽⁶⁰⁾。

第2に資本規模・金融上の問題である。清国の磚茶製造業者は大資本であるが、日本の磚茶業者は資本規模の点で劣っており、しかも利用できる金融機関が整っていない。加えてシベリアの商習慣によれば、短くても6、7カ月、長い場合は約1年にわたる長期の延売買であり、しかも結氷期の約半年間は商取引の休止期間となり、結局1年は資金回収の道が閉ざされるということである⁽⁶¹⁾。

九州製茶輸出株式会社の藤川澤太は、同社の特派員として明治39年10月から数カ月にわたって中国東北部とシベリア東部を視察した。その視察談

によると、日本の製茶商人は未だ深くシベリア内地に踏込みロシア人と直取引を行っておらず、したがって好況に至っていない。というのも国内の製造額は僅少で、且つ薄資の業者のみであって需要に応じるだけの生産がなく、深く進入するだけの費用に差し支えるから、ウラジオストクのような入り口で取引をなすに止まっている、ということであった⁽⁶²⁾。日本の磚茶製造所は小規模なものが分立し、完全な圧搾器を備える所はなく、したがって国産の磚茶は清国産に比して劣等であり、この点を競争相手である清国の茶商人から攻撃されて一時販路が閉塞することもあった⁽⁶³⁾。結局、日本の磚茶はロシアで清国産の磚茶が不足した場合にそれを補完するものにすぎなかったのである。そして明治42年3月のウラジオストク自由港閉鎖はロシアへの磚茶輸出にとって決定的な事件となった。

九州製茶輸出株式会社は明治44年の途中までは営業を続けていたことが確認できる。明治44年の茶業組合中央会議所の調査によれば、「長崎市ニ於ケル茶商ニシテ支那又ハ西比利亞方面ニ輸出スル者」のひとつとして同社の名があげられているものの、同社だけは「営業休止ノ姿ニ在リ」と記されており、同年中に解散されたものと推測されるが、その正確な時期は明らかでない⁽⁶⁴⁾。

5. おわりに

明治10年代に交通網の整備が進むとともに、九州地方で生産される比較的品质の良い製茶の大半は直接横浜港へ送られるようになった。長崎港へ集められたその残りのわずかの部分が欧米商人の手によって再製処理されて北米大陸へと向けられたのであって、再製という最終工程は欧米商人に握られていたわけである。その場合、日本の貿易商は海外市場に関する知

識を欠いており、より豊富な情報をもつ欧米商人に売込むという立場に甘んじていなければならなかった。こうしたことは利益の多くを欧米商人に吸収されることを意味したのであり、さらに、少数の欧米商人対多数の日本人貿易商という取引関係はこのことを増幅したであろう。一方、地理的に大陸に近い長崎港には中国市場向けの低品質の製茶が多く集められるようになったが、これも中国市場では圧倒的に有利な中国商人の勢力のゆえに、長崎港の貿易商が対等な取引を実現することは容易ではなかった。加えて生産部面における粗製濫造がその状況をより困難なものにしていたのである。そこで長崎港の製茶貿易商人は居留地貿易制度のなかで売込み商体制を維持しながら競争を排し、粗悪品の売込みを防ぐために組織化を図って組合あるいは商社を設立したのであった。しかし組織の弱さから密かに外商に売込む商人が現れ、資本の小規模さも加わって、これら商社は長期にわたって有効には機能しなかった。

日清戦争を境にして日本人・商品の大陸への進出が加速すると新たな製茶輸出市場が注目された。それがロシアであった。九州の茶業者と長崎港の製茶貿易商は、茶業組合中央会議所のロシア市場開拓方針を機会と見て製茶輸出会社を創設し、直輸出事業に乗り出した。しかしその経営は当初は好調であったものの、金融機関からの貸付けの斡旋、原料輸入関税の免除、補助金の下布などを政府に頼っており、小資本のゆえに長期間にわたって安定的であったわけではなかった。むしろウラジオストクの自由港貿易や政府からの援助といった一時的な好条件に支えられていたのである。長崎港の製茶貿易においては対米輸出、対中国輸出、対ロシア輸出のいずれも完全な形での商権獲得は困難であったといえよう。

註

- (1) 杉山伸也「国際環境と外国貿易」(梅村又次・山本有造編『日本経済史 3 開港と維新』) 189頁
- (2) 海野福寿「貿易史上における1880年代」(『歴史學研究』253号)
- (3) 拙稿「明治中期の石炭輸出と貿易商の動向——長崎港の場合を中心に——」(九州大学『経済學研究』第59巻第3・4合併号)。明治中期までの長崎港における製茶輸出の全般的動向については、拙稿「幕末——明治中期の長崎における製茶輸出」(同『経済學研究』第54巻第6号で述べた)
- (4) 長崎県立図書館蔵『外務課事務簿 英国官吏往復』明治元～2年
- (5) 「外国市場茶価下落ノ原因ニ付御雇ロベルトページ氏意見ノ件」(農林省編『農務顛末』第2巻1218頁)。“Commercial Reports, Nagasaki” 1878.
- (6) 日本茶輸出百年史編纂委員会編『日本茶輸出百年史』第3章
- (7) 長崎県立図書館蔵『本県甲号布達』明治17年
- (8) 長崎県立図書館蔵『勸業課農務係事務簿 製茶之部 茶業組合一件』明治17年
- (9) この委員とは組合員から投票で3名が選ばれ、任期は1年で、組合の事務を担当するものであった。
- (10) 「茶業者のぬけがけ」(『鎮西日報』明治17年8月7日。以下、『鎮西』と略す)。新聞資料は発行日を略記する(明治はM, 大正はTで示す)
- (11) 明治20年5月に長崎区内の山下鹿太郎という組合に加盟していない商人が、製茶15個を清国商人森茂号へ売却したことが発覚し、長崎警察署へ訴えられている(「御届」(長崎県立図書館蔵『農商課決議簿 養蚕製茶之部』明治19年中拾遺・20年))。
- (12) 「九州聯合茶業集譚会」(『鎮西』M18. 2. 6) 次表のように、この頃、長崎港向けの製茶の出荷地は長崎、熊本、福岡の3県で占められていた。長崎港と密接な関係のある製茶産地からの代表者で協議がもたれたのであろう。

明治19年 長崎港製茶入荷量〔単位：100斤〕

出 荷 地	長崎港への輸送量
福 岡	5,584 (41%)
熊 本	4,833 (36%)
長 崎	1,685 (12%)
佐 賀	764 (6%)
大 分	377 (3%)
鹿 児 島	17 (0%)
不明・その他	266 (2%)
合 計	13,526 (100%)

資料：「茶業組合中央会議所本部報告」明治19～20年分

- (13) 「聯合茶業取締事務所設置之件」(長崎県立図書館蔵『勸業課農務係事務簿 製糸製

茶之部』明治18年)

- (14) 「九州聯合製茶販売商社」(『鎮西』M18. 2. 7), 「九州聯合製茶販売所創立」(『福岡日々新聞』, 18. 2. 11)
- (15) 「製茶販売商社」(『鎮西』, 18. 3. 6～7)。本稿では定款などの条文のうち主要部分のみを抜粋し, 要約して示しておく。
- (16) 前掲「聯合茶業取締事務所設置之件」
- (17) 「九州聯合茶業事務所設立」(『福岡日々新聞』 M18. 5. 5)
- (18) 「九州聯合茶業取締事務所規約」(前掲『勸業課農務係事務簿 製糸製茶之部』明治18年)
- (19) 「委託書」(前掲『勸業課農務係事務簿 製糸製茶之部』明治18年)
- (20) 「決議録」(前掲『勸業課農務係事務簿 製糸製茶之部』明治19年4～8月)。長崎製茶販売商社の入荷量は9月中に九州各地から約6万斤弱, 10月中に8万斤余に達した(「製茶輸出入」〔『鎮西』 M18. 11. 8〕, 「製茶輸入」〔同M18. 11. 15〕)。
- (21) 「製茶販売商社」(『鎮西』 M19. 5. 23), 「商社創立認可願」(同M19. 5. 27), 「製茶貿易商社役員」(同M19. 6. 1)
- (22) 成産会社は筑後地方に本拠をもつ会社で, その支店が荷為替及び海産物貿易会社として明治18年7月に長崎区西浜町で開業している。
- (23) 「製茶貿易商社」(『鎮西』 M19. 6. 5)
- (24) 「製茶貿易会社」(『鎮西』 M19. 6. 18, 同M19. 7. 2)
- (25) 「長崎製茶貿易会社」(『鎮西』 M20. 3. 19)
- (26) 長崎県議会史編纂委員会編『長崎県議会史』第1巻 1521頁。この頃, 長崎県では同社だけでなく石油商社など, 解社届けが頻々と出された。
- (27) 「長崎製茶貿易商社設立願之件」(長崎県立図書館蔵『農商課決議簿 会社製造之部』明治20年中)
- (28) 「製茶の直輸出」(『鎮西』 M20. 8. 23)
- (29) 「芝罘へ製茶直輸」(『鎮西』 M20. 10. 7)
- (30) 「長崎港直輸物品」(『鎮西』M20. 11. 23), 「製茶会社の盛況」(『鎮西』M21. 3. 22)
- (31) 「米国向製茶再製の計画」(『鎮西』 M20. 11. 25)
- (32) 「社名変更願」(前掲『農商課決議簿 会社製造之部』明治20年中)
- (33) 「米国へ製茶直輸」(『鎮西』 M21. 4. 1), 「製茶輸出」(同M21. 8. 2)
- (34) 「再製茶直輸出」(『鎮西』 M21. 4. 18), 「製茶輸出高」(『鎮西』 M21. 10. 24)
- (35) 「御願」(長崎県立図書館蔵『農商課事務簿 会社組合之部』明治23年1～6月, 「廃業閉社届」(同『農商課事務簿 会社組合之部』明治23年6～12月)。廃業の理由は不明である。
- (36) 「製茶輸出会社創立計画」(『鎮西』 M27. 4. 24)
- (37) 「九州製茶輸出株式会社」(『鎮西』 M28. 4. 23)。この九州茶業会とは前田正名の勸奨によって明治26年1月に成立したものであって, 「日本製茶家と需用者間にある

- 弊害を一洗すること」を目的とし、その下で九州各県にそれぞれ1団体を組織し、会員には製茶半斤以上を拠出させて、それを同会の経費とするものであった。同会事務所は長崎市に置かれた〔「九州各県茶業大会」(『福岡日々新聞』M26. 1.14)〕。
- (38) 「九州製茶輸出会社株式募集手続」(九州大学九州文化史研究施設所蔵「林田文書」)
 - (39) 「製茶輸出株式会社の設立計画」(『佐賀新聞』M30. 3.19)
 - (40) 「茶業大会」(『鎮西』M30. 3.23), 「九州茶業有志会並に主事会」(『福岡日々新聞』M30. 4. 1)
 - (41) 「九州製茶株式会社販売店」(『佐賀新聞』M30. 3.27)
 - (42) 「九州茶業総代会詳報」(『鎮西』M31. 3. 3)
 - (43) 「茶業組合会の決議」(『鎮西』M31. 4. 3)
 - (44) 「九州製茶輸出株式会社創立委員の決議」(『鎮西』M31. 4. 5)
 - (45) 「九州茶業会の決議」(『鎮西』M31. 4. 5)
 - (46) 「製茶輸出株式会社創立委員会」(『鎮西』M31. 7.15)
 - (47) 「九州製茶輸出株式募集期限の期」(『鎮西』M31.10.15)
 - (48) 「製茶輸出会社創立委員会の決議」(『鎮西』M31. 9.13)
 - (49) 「溝田文吉君」(『鎮西』M36. 1. 1)。溝田文吉は福岡県八女郡の生まれで、明治15年から長崎の製茶商人山城屋で修行し、明治19年に独立して長崎市内に店舗をもった。溝田は、九州製茶輸出株式会社の創立から数年を経た明治35年頃に同社を退いている。それは溝田の知識・経営手腕が他の重役を超越していたためであるという。他の重役たちは「氏が行はんとする計画に対しては事毎に反対説を唱へて出て行けがしの態度を」とり、溝田も「これを心よからず思って居た際に」同じ役員「の勸説があつたので断然同社から身を退くこと」となり、采配を振るう者がいなくなった同社はやがて解散するに至ったとされている〔「本県の実業界 茶商溝田文吉氏」(『九州日の出新聞』T 4. 8.24~26)〕。
 - (50) 「九州製茶輸出株式会社の事」(『鎮西』M31.12.21)
 - (51) 「露国に対する製茶販路拡張費の確定」(『鎮西』M32. 3.12)
 - (52) 「製茶輸出の支店設置」(『鎮西』M32. 5. 3), 「営業開始広告」(『鎮西』M32. 5. 11)
 - (53) 同会議所は明治19年に初めてロシア各地の視察を行い、同21年に販路拡張委員に需要地調査をさせ、同30年には出張員を派遣して紅・磚茶の見本を配布させていた(農商務省農務局編『農務彙纂 第二十三 茶業ニ関スル調査』180頁)
 - (54) 前掲(49)「本県の実業界 茶商溝田文吉氏」
 - (55) 「九州製茶輸出会社重役出張」(『鎮西』M32. 7. 9)。日本内地を見ると、磚茶生産は熊本県と福岡県に集中し、それ以外ではほとんど生産されなかった。日本磚茶のロシア市場への進出の失敗については、角山栄『茶の世界史』170~177頁参照。
 - (56) 「福岡製茶合資会社の磚茶製造事業」(『鎮西』M33. 5.31)。『日本全国諸会社役員録』によれば、代々の九州製茶輸出株式会社社長が福岡製茶合資会社の評議員の地

位に就いている。

- (57) 高嶋雅明「ウラジボストク貿易概観（続）」（和歌山大学『経済理論』第134号109頁）
- (58) 「磚茶商況」（『鎮西』M37. 1.24）。
- (59) ㈱十八銀行百年史編集委員会編『百年のあゆみ』195頁。ウラジオストク自由港閉鎖については、前掲「ウラジボストク貿易概観（続）」85～90頁に詳しい。
- (60) 「磚茶製造材料」（『東洋日の出新聞』M40. 1.23）
- (61) 「露国製茶販路拡張ニ付請願書」（長崎県立図書館蔵『第四課事務簿 蚕茶ノ部』明治三十五年中）。この課税というのは、ロシア政府が財政難からとりあえず、需要のあった銀及び茶に対して課することにしたもので、そのうち茶については、シベリア、黒龍、沿海の各州では紅茶は1899（明治32）年から1プードにつき22ルーブル50カペイカ、すなわち日本の単位では100斤につき約90円が課されることになり、これは1901（明治34）年に25ルーブル50カペイカに増加された。紅茶には課税するが磚茶には課税しないのは、後者が専ら下層社会に需要があることが考慮されたためであった。一方、清国産茶は1881（明治14）年のペテルブルグ条約の陸路国境貿易規定によって無税で輸入された（「露国茶税に就て」〔『鎮西』M32. 8. 2〕, 「露国の輸入茶課税の理由」〔同M32. 8. 12〕, 「時局と我紅磚茶の将来(1)」〔同M38. 4. 9〕）。
- (62) 「露領茶業視察談」（『東洋日の出新聞』M40. 2.25）
- (63) 「西比利亜の日本茶業」（『東洋日の出新聞』M40. 7.22）日本茶は有毒物質を含んでいるという噂を流されたこともあった。
- (64) 前掲『茶業ニ関スル調査』140頁。『長崎県統計書』明治43年版では12月末現在のデータとして諸会社の一覧の中に同社社名が見えるが、同『統計書』明治44年版以降には記載されなくなっている。